

## 第 14 回救急搬送受入協議会作業部会 次第

日時：令和 4 年 1 月 11 日（火）

19 時 00 分～20 時 00 分

場所：神奈川県庁西庁舎 6 階「災害対策本部室」

### 1 部会長あいさつ

### 2 議題

(1) 「神奈川県傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の素案について

(2) その他

### 3 その他

(資料)

- ・「神奈川県傷病者の搬送及び受入れの実施基準」(案)
- ・神奈川県傷病者の搬送及び受入れの実施基準の改定について  
(令和 3 年度分：令和 4 年 4 月 1 日一部改定)
- ・実施基準の見直しに向けたスケジュールについて

## 第14回神奈川県救急搬送受入協議会作業部会出席者名簿

No.	委員区分	所 属	役 職	氏 名	出欠席
1	部会長	横浜市立大学附属市民総合医療センター	高度救命救急センター長	竹内 一郎	○
2	部会員	聖マリアンナ医科大学病院	救命救急センター副センター長	森澤 健一郎	○ WEB
3	部会員	北里大学病院	救命救急・災害医療センター I C U主任・医局長	片岡 祐一	○ WEB
4	部会員	東海大学医学部	救命救急医学 講師	辻 友篤	○ WEB
5	部会員	山近記念総合病院	理事長	杉田 輝地	○ WEB
6	部会員	大船中央病院	救急診療科 医員	北原 理	○ WEB
7	部会員	(公社)神奈川県医師会	理事	久保田 毅	○ WEB
8	部会員	(公社)神奈川県病院協会	副会長	菅 泰博	○ WEB
9	部会員 オブザーバー	横浜市消防局 横浜市医療局医療政策部	救急課 救急指導係長 医療政策課救急医療担当課長	吉元 景 小林 宏司	○
10	部会員	川崎市消防局	警防部 救急課 メディカルコントロール推進担当係長	佐々木友三郎	○
11	部会員	相模原市消防局	警防部 救急課 副主幹	永瀬 豊	○
12	部会員	横須賀市消防局	救急課・課長補佐	森 清行	○
13	部会員	藤沢市消防局	救急救命課 課長補佐	勝森 直樹	○

事務局	消防保安課	課長	多田 彰吾	○
		副課長	茅沼 和章	○
		消防グループ グループリーダー	片山 大祐	○
		消防グループ 主査	小泉 孝之	○
		消防グループ 主任技師	友光 孝志	○
	医療課	医療整備グループ 主事	丸山 大侑	○
	がん・疾病対策課	精神保健医療グループ 主事	小林 玄太	○

神奈川県傷病者の搬送及び受入れの実施基準の改定について（令和3年度分：令和4年4月1日一部改定）

No.	改正前	改正後	改正理由
1	はじめに P.4	・改定経緯を追加	・改定経緯が明確に分かるよう、「改定経緯」を追加 ・検討部会で挙げられた意見（中等症以下の基準、後方支援病院との連携強化、救急医療機関・精神科医療機関の連携強化）については、「今後について」に記載した。
2	第1章 共通基準 P.7 Ⅰ 分類基準 【消防法第35条の5第2項（第1号）】 ①「妊娠初期（第22週未満）」	第1章 共通基準 Ⅰ 分類基準 【消防法第35条の5第2項（第1号）】 ①「妊産婦（第22週未満）」へ変更	・神奈川県周産期医療協議会（書面会議）で、妊娠初期が14週目までを意味するもので、22週未満と整合性が図れないとの指摘があり、表現を変更した。 ・医療機関リストの区分も「妊産婦」へ変更（別表9：P.8・51、別表14：P.85・86）
3	第1章 共通基準 P.8 Ⅱ 医療機関リスト 【消防法第35条の5第2項（第2号）】 ①別表1から別表15	Ⅱ 医療機関リスト 【消防法第35条の5第2項（第2号）】 ①別表1から別表15	・医療機関調査を元に最新のデータに更新した。
4	第1章 共通基準 P.9 Ⅲ 観察基準 【消防法第35条の5第2項（第3号）】 ①「救急隊員の行う応急処置等の実施基準」 ②観察区分（観察・計測・その他）	Ⅲ 観察基準 【消防法第35条の5第2項（第3号）】 ①「救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準」へ変更 ②観察区分（観察等・その他）へ変更	・平成16年8月第21号最終改正を平成29年2月第2号最終改正に更新
5	第1章 共通基準 P.12 Ⅵ 受入医療機関確保基準 【消防法第35条の5第2項（第6号）】 ①別表16 ②急性期から回復期へ移行した患者の受入れを行う後方支援病院の強化や回復期リハビリテーションや在宅医療の機能強化を行う。	Ⅵ 受入医療機関確保基準 【消防法第35条の5第2項（第6号）】 ①別表16 ②急性期から回復期へ移行した患者の受入れを行う後方支援病院の強化について、地区MC又は二次保健医療圏ごとに、実情に合わせたシステムを構築する必要がある。また、回復期リハビリテーションや在宅医療の機能強化を行う。	・第6号基準の医療機関リストについては、平成25年6月1日現在の状況であり、地域医療体制等の変化により現状と相違する部分があったため、各地区MC又は二次保健医療圏で再度見直しを行い、医療機関リストを更新した。 ・後方支援病院の強化については、検討部会でも意見が挙げられた内容であり、より具体的な表現を加えた。
6	第1章 共通基準 P.13 Ⅵ その他基準 【消防法第35条の5第2項（第7号）】 ①ドクターヘリコプターの活用に関する基準	第1章 共通基準 Ⅵ その他基準 【消防法第35条の5第2項（第7号）】 ①ドクターヘリコプターの活用に関する基準の更新	・神奈川県ドクターヘリ運用要綱を2008年7月1日から2018年7月27日の最新版へ更新した。
7	第3章Ⅵ 受入医療機関確保基準 P.27 【消防法第35条の5第2項（第6号）】 ①身体合併症対応施設（2施設）	第3章Ⅵ 受入医療機関確保基準 【消防法第35条の5第2項（第6号）】 ①身体合併症対応施設を4施設追加（6施設）	・精神疾患を有する傷病者の受入れを強化するため、4施設と調整し合意形成ができたことから、身体合併症対応施設を4施設追加した。 ※更新に伴い、不要カ所の削除（P.25、P.27）
8	別表17 P.98 Ⅵ 受入医療機関確保基準 【消防法第35条の5第2項（第6号）】 ①別表17 1 リスト作成の基本的考え方	別表17 Ⅵ 受入医療機関確保基準 【消防法第35条の5第2項（第6号）】 ①別表17 1 リスト作成の基本的考え方 「※なお、本リストは毎年更新を行うものとする」という表記を追加	

# 神奈川県傷病者の搬送及び受入れの実施基準

## 目次

はじめに	2
第1章 共通基準	4 5
Ⅰ 分類基準【消防法第35条の5第2項（第1号）】	5 6
Ⅱ 医療機関リスト【消防法第35条の5第2項（第2号）】	7 8
Ⅲ 観察基準【消防法第35条の5第2項（第3号）】	8 9
Ⅳ 選定基準【消防法第35条の5第2項（第4号）】	9 10
Ⅴ 伝達基準【消防法第35条の5第2項（第5号）】	10 11
Ⅵ 受入医療機関確保基準【消防法第35条の5第2項（第6号）】	11 12
Ⅶ その他基準【消防法第35条の5第2項（第7号）】	12 13
Ⅷ 実施基準策定後の留意事項	12 13
第2章 妊産婦に係る基準	13 14
妊産婦に係る基準について	14 15
Ⅲ 観察基準【消防法第35条の5第2項（第3号）】	16 17
Ⅳ 選定基準【消防法第35条の5第2項（第4号）】	17 18
Ⅴ 伝達基準【消防法第35条の5第2項（第5号）】	18 19
Ⅵ 受入医療機関確保基準【消防法第35条の5第2項（第6号）】	19 20
第3章 精神疾患を有する傷病者に係る基準	20 21
精神疾患を有する傷病者の身体症状にかかる基準について	21 22
Ⅲ 観察基準【消防法第35条の5第2項（第3号）】	23 24
Ⅳ 選定基準【消防法第35条の5第2項（第4号）】	24 25
Ⅴ 伝達基準【消防法第35条の5第2項（第5号）】	25 26
Ⅵ 受入医療機関確保基準【消防法第35条の5第2項（第6号）】	26 27
附則	27 28
別表1～17	28 29
別紙	99 99
参考1～5	106 108

平成23年3月

平成24年2月（追加改定）

平成25年3月（追加改定）

令和4年3月（一部改定）

神奈川県

## 改定経緯

○平成24年2月

第2章妊産婦に係る基準を追加した。

○平成25年3月

第3章精神疾患を有する傷病者に係る基準を追加した。

○令和4年3月

### 1 見直しの経緯について

本基準については、上記の改定を経て当初の目的を達成したが、その後8年が経過しており、近年の救急搬送や医療機関の受入れの課題を踏まえ必要な見直しについて検討することとした。

このことから、神奈川県救急搬送受入協議会に作業部会を設置し、検討を行った。

### 2 検討内容について

本基準の第1号基準から第5号基準については、現時点で大きな問題及び課題は生じていないことを確認し、「4回以上受入照会しても受入に至らない場合」（第3章の精神疾患を有する傷病者に係る基準は5回以上受入照会）又は「現場到着後30分以上経過した場合」の受入医療機関を定めている第6号基準に重点を置いて見直しを行った。

### 3 主な改正点について

- (1) 第1章共通基準 II 医療機関リスト【消防法第35条の5 第2項（第2号）】に定める医療機関の更新
- (2) 第1章共通基準 VI受入医療機関確保基準【消防法第35条の5第2項（第6号）】に定める医療機関の更新
- (3) 第3章精神疾患を有する傷病者に係る基準 VI 受入医療機関確保基準【消防法第35条の5第2項（第6号）】に定める医療機関の追加
- (4) 第1章共通基準 VII その他基準【消防法第35条の5第2項（第7号）】の「神奈川県ドクターヘリ運用基準」を最新版へ更新

### 4 今後について

今回の見直しに伴い、①第6号基準に定めた医療機関で必要な病床を確保するため、急性期から回復期へ移行した患者の受入れを行う後方支援病院との連携強化の必要性、②中等症以下の場合の第6号基準の必要性、③中等症以下の精神疾患を有する傷病者の受入れ及び連携体制などの課題も挙げたことから、今後の検討課題とし、改善に向け取り組む。

また、精神疾患を有する傷病者の搬送及び受入れに係る課題は長期的な課題であり、今後も消防、救急医療機関、精神科医療機関の情報共有及び連携を図り、引き続き見直しの検討を行って行く中で改善されるよう努めていく。

さらに、地域の医療連携体制が構築されるよう、政令指定都市、市町村とも協力して課題解決に向けて取り組む。

## VI 受入医療機関確保基準【消防法第35条の5第2項(第6号)】

(第1号基準(2)⑧妊産婦及び(3)⑩精神疾患を有する傷病者を除く。)

1号から5号までの基準に従い、傷病者の搬送及び受入れの実施を試みても、なお、傷病者の受入れに時間を要する事案が発生した際、受入医療機関を確保するため、消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準及びその他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項について定める。

### 1 受入医療機関確保基準の適用範囲

傷病者の状況が生命に影響を及ぼすような緊急性が高いものとして分類された重篤を含む重症度・緊急度が高い症状・病態等については、医師からの特別の指示がある場合を除き、現場到着後、搬送先医療機関の選定にあたり、「4回以上受入照会しても受入れに至らない場合」又は「現場到着後30分以上経過した場合」に受入医療機関確保基準を適用する。

### 2 受入医療機関確保基準

本県においては、医療資源の事情や搬送実態が地域で異なることから、県の基準としては、地区MC又は二次輪番をいくつか括ったエリアをベースとした地域が、実情に応じた基準を定めることとした。

受入医療機関確保基準医療機関は別表16のとおり。

### 3 その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

#### (1) 医療機関の連携体制の推進

救命救急センターや二次輪番制の医療機関等で必要な病床を確保するため、急性期から回復期へ移行した患者の受入れを行う後方支援病院の強化について、地区MC又は二次保健医療圏ごとに、実情に合わせたシステムを構築する必要がある。また、回復期リハビリテーションや在宅医療の機能強化を行う。

#### (2) 救急医療情報システム運用体制の充実

医療機関と消防機関の間で、よりリアルタイムで正確な情報共有が行われるよう、各救急医療機関は可能な限り、応需情報を救急医療情報システムへ入力する。

#### (3) その他

消防本部が通報内容から傷病者の状況を見込み、救急隊が出動した時点から、消防本部の指令室が医療機関の選定を始め、搬送時間の短縮を図る方法や、消防本部と三次救急医療機関をホットラインで結ぶことで、双方が状況を常時把握し、救急搬送と救急医療機関の需給を詳細なレベルで合致させる方法など、現状の中で改善できる方法を検討する必要がある。

## VI 受入医療機関確保基準【消防法第35条の5第2項(第6号)】

1号から5号までの基準に従い、傷病者の搬送及び受入れの実施を試みても、なお、傷病者の受入れに時間を要する事案が発生した際、受入医療機関を確保するため、消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準及びその他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項について定める。

### 1 適用範囲

傷病者の状況が生命に影響を及ぼすような緊急性が高いものとして分類された重篤を含む重症度・緊急度が高い症状・病態等で併せて精神疾患を有する傷病者については、医師からの特別の指示がある場合を除き、現場到着後、搬送先医療機関の選定にあたり、「4回以上受入照会しても受入に至らない場合」又は「現場到着後30分以上経過した場合」に受入医療機関確保基準を適用する。

### 2 受入医療機関確保基準

~~県が広域（2つの二次保健医療圏域を合わせた程度）の身体合併症対応施設等を整備した後に、~~指定を受けた身体合併症対応施設等は、精神疾患を有する傷病者を受け入れることを原則とする。

身体合併症対応施設（~~平成26年4月1日現在~~ 令和4年4月1日現在）

- ・東海大学医学部付属病院（湘南東部、湘南西部、県央、県西）
- ・北里大学病院（相模原、県央）
- ・済生会横浜市東部病院（横浜、川崎北部、川崎南部）
- ・横浜市立みなと赤十字病院（横浜、横須賀・三浦、湘南東部）
- ・横浜市大附属市民総合医療センター（横浜、横須賀・三浦、湘南東部）
- ・聖マリアンナ医科大学病院（川崎北部、川崎南部、横浜）

~~※ 全県で6病院を指定することとしており、その他の地域については、関係機関との合意が得られた段階で掲載。~~

### 3 その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

#### (1) 医療機関の連携体制の推進

救命救急センターや二次輪番制の医療機関等で必要な病床を確保するため、急性期から回復期へ移行した患者の受入れを行う後方支援病院（主として精神科病院）の強化や回復期リハビリテーションや在宅医療の機能強化を行う。

#### (2) 救急医療情報システム運用体制の充実

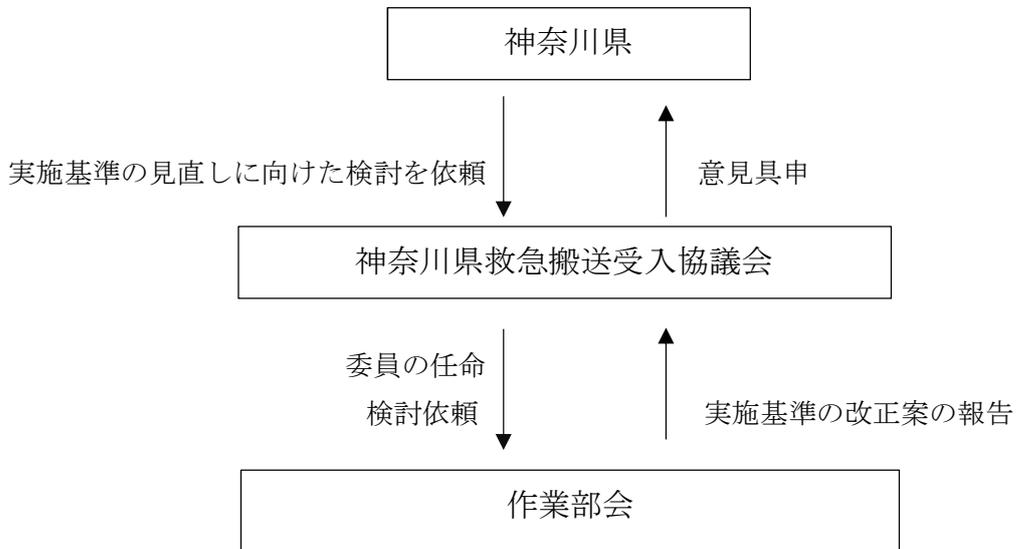
医療機関と消防機関の間で、よりリアルタイムで正確な情報共有が行われるよう、各救急医療機関は可能な限り、応需情報を救急医療情報システムへ入力する。

#### (3) その他

消防本部が通報内容から傷病者の状況を見込み、救急隊が出動した時点から、消防本部の指令室が医療機関の選定を始め、搬送時間の短縮を図る方法や、消防本部と三次救急医療機関をホットラインで結ぶことで、双方が状況を常時把握し、救急搬送と救急医療機関の需給を詳細なレベルで合致させる方法など、現状の中で改善できる方法を検討する必要がある。

# 実施基準の見直しに向けたスケジュールについて

## 1 実施基準見直し体制について



## 2 見直しに向けたスケジュールについて

日程	内容
令和3年5月下旬	作業部会員の指名【県→部会員】
6月10日（木）	第12回作業部会（実施基準の課題抽出）
8月13日（金）	各地区の進捗状況等を事務局へ報告
8月26日（木）	第13回作業部会（進捗状況報告・課題抽出）
令和4年1月11日（火）	第14回作業部会（実施基準の改正素案の協議）
1月中旬	消防(局)本部、医療機関に改正素案について意見照会
2月下旬	第15回作業部会（実施基準の改正案の決定）
3月下旬	第12回協議会（実施基準改正の決定・県に意見具申）
4月1日	改正実施基準の施行